

原子力規制委員会組織規則の改正について

令和 2 年 3 月 1 1 日
原 子 力 規 制 庁

令和 2 年 4 月に施行される改正原子炉等規制法及び令和 2 年度機構・定員要求の結果を反映するとともに、原子力規制庁の所掌事務を整理し業務を効率化するため、別紙 1 のとおり原子力規制委員会組織規則を改正することとしたい。

1. 改正概要

(1) 改正原子炉等規制法の反映

ア 「原子力施設検査官」及び「原子力保安検査官」を「原子力検査官」に変更するなど、改正原子炉等規制法の施行に伴う用語等の変更を反映する。

(2) 令和 2 年度機構・定員要求の反映

ア 長官官房に上席訟務調整官 2 人を新設する。

イ 上席放射線防災専門官の人数を「22 人」から「24 人」に変更する。

ウ 上席放射線防災専門官のうち 1 人の設置期間を「平成 32 年 3 月 31 日まで」から「令和 6 年 3 月 31 日まで」に変更する。

(3) 原子力規制庁の所掌事務等の整理（別紙 2 参照）

ア 「法務調査室」を「法令審査室」に名称変更する。また、参事官の職務から「法令案その他の公文書類の審査及び進達に関すること」、「委員会の保有する情報の公開に関すること」等を総務課及び法令審査室の所掌事務に移管する。

イ 総務課及び法務調査室の所掌事務から「委員会の所掌事務に関する訴訟に関する事務の総括に関すること」等を参事官の職務に移管する。

ウ 人事課の所掌事務から「機密に関すること」を総務課の所掌事務に移管する。

エ 総務課から企画調査官 1 人を人事課に移管する。

2. 施行時期

令和 2 年 4 月 1 日

3. 備考

原子力規制庁組織細則についても定員要求の反映等所要の改正を行う。

○原子力規制委員会規則第 号

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）第二十七条第六項において準用する国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第七条第六項並びに第二十一条第一項及び第五項の規定に基づき、並びに原子力規制委員会設置法を実施するため、原子力規制委員会組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年 月 日

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

原子力規制委員会組織規則の一部を改正する規則

原子力規制委員会組織規則（平成二十四年原子力規制委員会規則第一号）の一部を別表により改正する。

この場合において、同表中の傍線及び二重傍線の意義は、次に掲げるとおりとする。

- 一 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めること。

- 二 条項番号その他の標記部分（以下単に「標記部分」という。）に二重傍線を付した規定を改正前欄及

び改正後欄に対応して掲げている場合であつて、標記部分が改正前欄及び改正後欄で異なるときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定として移動すること。

三 標記部分に二重傍線を付した規定を改正前欄に掲げている場合であつて、改正後欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を削ること。

四 標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げている場合であつて、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加すること。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

※官報掲載時は【別表】の体裁による新旧対照表を挿入

別表 原子力規制委員会組織規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
<p>(総務課の所掌事務)</p> <p>第三条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。 機密に関すること。</p> <p>一 略</p> <p>二 略</p> <p>三 略</p> <p>四 略</p> <p>五 略</p> <p>六 略</p> <p>七 略</p> <p>八 略</p> <p>九 略</p> <p>十 略</p> <p>十一 略</p> <p>十二 略</p> <p>十三 略</p> <p>十四 略</p> <p>十五 略</p> <p>十六 略</p> <p>十七 略</p> <p>十八 略</p> <p>十九 略</p> <p>二十 略</p> <p>二十一 略</p> <p>二十二 略</p> <p>「号を削る。」</p>	<p>(総務課の所掌事務)</p> <p>第三条 「同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>一 同上</p> <p>二 同上</p> <p>三 同上</p> <p>四 同上</p> <p>五 同上</p> <p>六 同上</p> <p>七 同上</p> <p>八 同上</p> <p>九 同上</p> <p>十 同上</p> <p>十一 同上</p> <p>十二 同上</p> <p>十三 同上</p> <p>十四 同上</p> <p>十五 同上</p> <p>十六 同上</p> <p>十七 同上</p> <p>十八 同上</p> <p>十九 同上</p> <p>二十 同上</p> <p>二十一 同上</p> <p>二十二 委員会 の所掌事務に関する訴訟に関する事務の総括に関</p>

- 二十三 法令案その他の公文書類の審査及び進達に関する事
こと。
- 二十四 委員会の保有する情報の公開に関する事
こと。
- 二十五 委員会の保有する個人情報保護に関する事
こと。
- 二十六 委員会の所掌事務に関する法令案の作成及び法令の適用
に関する事務の総括に関する事
こと。

- 二十七 [略]
- 二十八 [略]

(人事課の所掌事務)

第四条 人事課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 [号を削る。]
- 二 [略]
- 三 [略]
- 四 [略]

(参事官の職務)

第八条 参事官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌し、又は長
官官房の所掌事務(委員会の所掌事務に関する訴訟に関するもの
に限る。)に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整
に参画する。

- 一 [号を削る。]
- 二 [号を削る。]
- 三 [号を削る。]
- 四 委員会の所掌事務に関する訴訟に関する事務の総括に関する
事
こと。
- 五 前号に掲げる事務に関し必要な調査に関する事
こと。
- 六 [略]
- 七 [略]
- 八 [略]

すること。

- 一 [号を加える。]
- 二 [号を加える。]
- 三 [号を加える。]
- 四 [号を加える。]

- 二十三 [同上]
- 二十四 [同上]

(人事課の所掌事務)

第四条 [同上]

- 一 機密に関する事
こと。
- 二 [同上]
- 三 [同上]
- 四 [同上]
- 五 [同上]

(参事官の職務)

第八条 [同上]

- 一 法令案その他の公文書類の審査及び進達に関する事
こと。
- 二 委員会の保有する情報の公開に関する事
こと。
- 三 委員会の保有する個人情報保護に関する事
こと。
- 四 [号を加える。]
- 五 [号を加える。]
- 六 [同上]
- 七 [同上]
- 八 [同上]

- 六 〔略〕
- 七 〔略〕
- 八 〔略〕
- 九 〔略〕
- 十 委員会の所掌事務に関する不服申立てに関する事務の総括に
関すること。
- （監査・業務改善推進室、広報室、国際室、事故対処室及び法令
審査室並びに企画官、国際協力推進官、地域原子力規制総括調整
官、公文書監理調査官、情報システム管理官、防災システム専門
官及び上席原子力防災専門官）
- 第十四条 総務課に、監査・業務改善推進室、広報室、国際室、事
故対処室及び法令審査室並びに企画官一人、地域原子力規制総括
調整官三人、公文書監理調査官一人、情報システム管理官一人、
防災システム専門官一人及び上席原子力防災専門官一人を置く。
- 〔2〕10 略〕
- 11 法令審査室は、次に掲げる事務をつかさどる。
〔号を削る。〕
- 〔号を削る。〕
- 〔号を削る。〕
- 一 法令案その他の公文書類の審査及び進達に関すること。
- 二 委員会の保有する情報の公開に関すること。
- 三 委員会の保有する個人情報情報の保護に関すること。
- 四 委員会の所掌事務に関する法令案の作成及び法令の適用に関
する事務の総括に関すること。
- 12 法令審査室に、室長を置く。
- 〔13・14 略〕
- 〔項を削る。〕
- 15 〔略〕

- 七 〔同上〕
- 八 〔同上〕
- 九 〔同上〕
- 十 〔同上〕
- 十一 委員会の所掌事務に関する法令案の作成及び法令の適用並
びに不服申立てに関する事務の総括に関すること。
- （監査・業務改善推進室、広報室、国際室、事故対処室及び法務
調査室並びに企画官、国際協力推進官、地域原子力規制総括調整
官、企画調査官、公文書監理調査官、情報システム管理官、防災
システム専門官及び上席原子力防災専門官）
- 第十四条 総務課に、監査・業務改善推進室、広報室、国際室、事
故対処室及び法務調査室並びに企画官一人、地域原子力規制総括
調整官三人、企画調査官一人、公文書監理調査官一人、情報シス
テム管理官一人、防災システム専門官一人及び上席原子力防災専
門官一人を置く。
- 〔2〕10 同上〕
- 11 法務調査室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 委員会の所掌事務に関する訟務に関する事務の総括に関する
こと。
- 二 前号に掲げる事務に関し必要な調査に関すること。
- 〔号を加える。〕
- 〔号を加える。〕
- 〔号を加える。〕
- 〔号を加える。〕
- 12 法務調査室に、室長を置く。
- 〔13・14 同上〕
- 15 企画調査官は、命を受けて、総務課の所掌事務に関する特定事
項に係るものを調査し、企画する事務を行う。
- 16 〔同上〕

16|| 17|| 18||
〔略〕
〔略〕
〔略〕

(企画官及び企画調査官)

第十五条 人事課に、企画官二人及び企画調査官一人を置く。

2
〔略〕

3|| 企画調査官は、命を受けて、人事課の所掌事務に関する特定事項に係るものを調査し、企画する事務を行う。

(放射線環境対策室並びに環境放射能対策官、企画官及び上席放射線防災専門官)

第十八条 監視情報課に、放射線環境対策室並びに企画官一人及び上席放射線防災専門官二十四人を置く。

〔2〕6 略〕

(経理調査官、上席訟務調整官、原子力規制特別国際交渉官、企画官、首席技術研究調査官、上席会計監査官、上席技術研究調査官、核物質防護指導官、上席核物質防護対策官、国際核セキユリティ専門官及び安全管理調査官)

第十九条 長官官房に、経理調査官一人、上席訟務調整官二人(檢察官をもって充てるものとする。)、原子力規制特別国際交渉官一人、企画官三人、首席技術研究調査官五人、上席会計監査官一人、上席技術研究調査官九人、核物質防護指導官一人、上席核物質防護対策官二人、国際核セキユリティ専門官一人及び安全管理調査官二人を置く。

2
〔略〕

3|| 上席訟務調整官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち訴訟、不服申立てその他の事務に関するものを助ける。

4|| 〔略〕

5|| 〔略〕

17|| 18|| 19||
〔同上〕
〔同上〕
〔同上〕

(企画官)

第十五条 人事課に、企画官二人を置く。

2
〔同上〕

〔項を加える。〕

(放射線環境対策室並びに環境放射能対策官、企画官及び上席放射線防災専門官)

第十八条 監視情報課に、放射線環境対策室並びに企画官一人及び上席放射線防災専門官二十二人を置く。

〔2〕6 同上〕

(経理調査官、原子力規制特別国際交渉官、企画官、首席技術研究調査官、上席会計監査官、上席技術研究調査官、核物質防護指導官、上席核物質防護対策官、国際核セキユリティ専門官及び安全管理調査官)

第十九条 長官官房に、経理調査官一人、原子力規制特別国際交渉官一人、企画官三人、首席技術研究調査官五人、上席会計監査官一人、上席技術研究調査官九人、核物質防護指導官一人、上席核物質防護対策官二人、国際核セキユリティ専門官一人及び安全管理調査官二人を置く。

2
〔同上〕

〔項を加える。〕

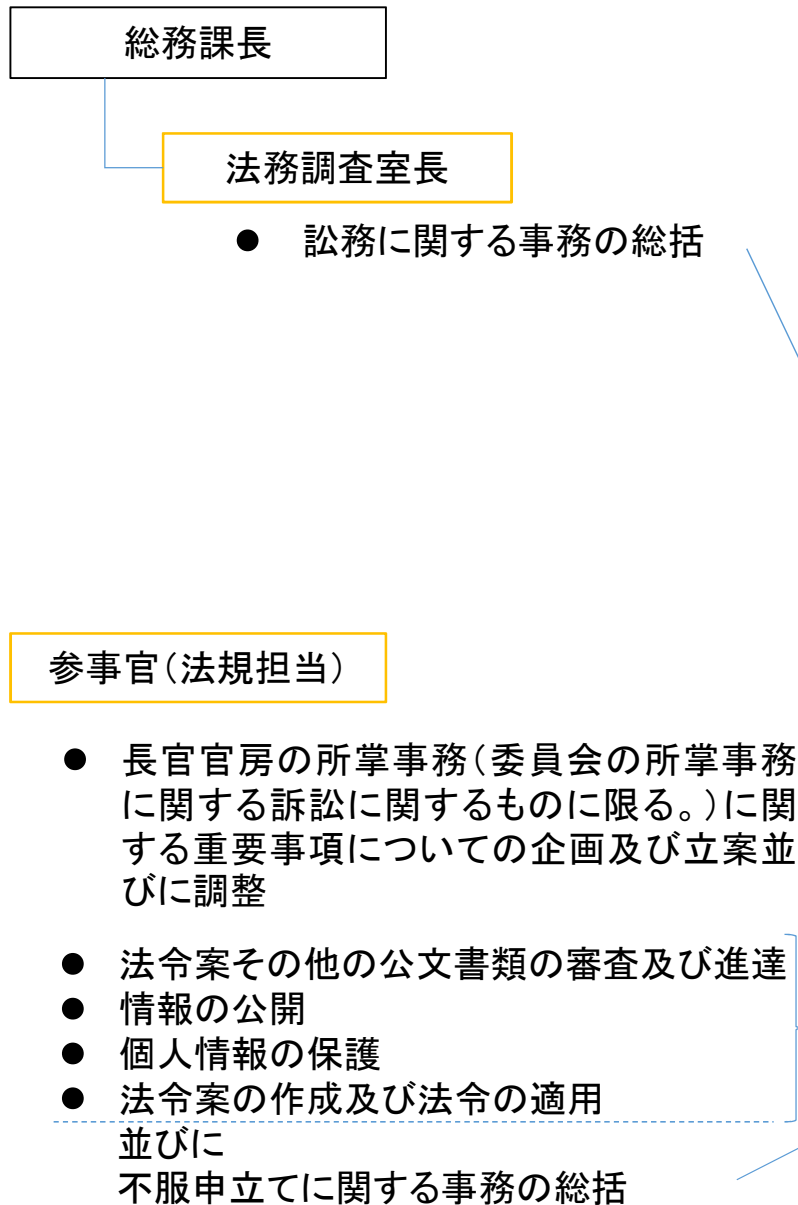
3|| 〔同上〕

4|| 〔同上〕

<p>6 〔略〕</p> <p>7 〔略〕</p> <p>8 〔略〕</p> <p>9 〔略〕</p> <p>10 上席核物質防護対策官は、命を受けて、安全規制管理官のつかさどる職務のうち核燃料物質の防護に関する審査並びに核物質防護に関する検査及び確認（原子炉等規制法第六十七条の二第二項に規定する検査及び確認のうち核物質防護に関するものをいう。）に関する企画及び立案並びに調整に関するものを助ける。</p> <p>11 〔略〕</p> <p>12 〔略〕</p>	<p>（安全規制調整官、特殊施設規制官、首席原子力専門検査官、統括監視指導官、安全管理調査官、上席原子力専門検査官、上級原子炉解析専門官、上席監視指導官及び統括原子力運転検査官）</p> <p>第二十二条 原子力規制部に、安全規制調整官九人、特殊施設規制官一人、首席原子力専門検査官二人、統括監視指導官四人、安全管理調査官八人、上席原子力専門検査官十九人、上級原子炉解析専門官二人、上席監視指導官九人及び統括原子力運転検査官二十二人を置く。この場合において、当該首席原子力専門検査官、上席原子力専門検査官及び統括原子力運転検査官は原子力検査官（原子炉等規制法第六十七条の二第一項に規定する原子力検査官をいう。）として置かれるものとする。</p> <p>〔2・3 略〕</p>	<p>4 首席原子力専門検査官は、命を受けて、安全規制管理官のつかさどる職務のうち原子力規制検査等（原子炉等規制法第六十七条の二第二項に規定する検査及び確認をいう。以下同じ。）に関する専門的事項についての企画及び立案並びに実施に関するものを助ける。</p> <p>5 統括監視指導官は、命を受けて、安全規制管理官のつかさどる</p>
<p>5 〔同上〕</p> <p>6 〔同上〕</p> <p>7 〔同上〕</p> <p>8 〔同上〕</p> <p>9 上席核物質防護対策官は、命を受けて、安全規制管理官のつかさどる職務のうち核燃料物質の防護に関する審査及び核物質防護検査（原子炉等規制法第六十七条の二第四項に規定する検査をいう。）に関する企画及び立案並びに調整に関するものを助ける。</p> <p>10 〔同上〕</p> <p>11 〔同上〕</p>	<p>（安全規制調整官、特殊施設規制官、首席原子力専門検査官、統括監視指導官、安全管理調査官、上席原子力専門検査官、上級原子炉解析専門官、上席監視指導官及び統括原子力運転検査官）</p> <p>第二十二条 原子力規制部に、安全規制調整官九人、特殊施設規制官一人、首席原子力専門検査官二人、統括監視指導官四人、安全管理調査官八人、上席原子力専門検査官十九人、上級原子炉解析専門官二人、上席監視指導官九人及び統括原子力運転検査官二十二人を置く。この場合において、当該首席原子力専門検査官及び上席原子力専門検査官は原子力施設検査官（原子炉等規制法第六十七条の二第一項に規定する原子力施設検査官をいう。）として、当該統括原子力運転検査官は原子力保安検査官（同項に規定する原子力保安検査官をいう。）として置かれるものとする。</p> <p>〔2・3 同上〕</p>	<p>4 首席原子力専門検査官は、命を受けて、安全規制管理官のつかさどる職務のうち施設検査（原子炉等規制法第六十七条の二第二項に規定する検査及び審査をいう。）に関する企画及び立案並びに実施に関するものを助ける。</p> <p>5 統括監視指導官は、命を受けて、安全規制管理官のつかさどる</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。	<p>職務のうち原子力規制検査等に関する企画及び立案並びに調整に関するものを助ける。</p> <p>〔6〕9 略</p> <p>10 統括原子力運転検査官は、命を受けて、安全規制管理官のつかさどる職務のうち原子力規制検査等に関するものを助ける。</p> <p>附 則 (施行期日) 1 〔略〕 (監視情報課上席放射線防災専門官の設置期間の特例) 2 第十八条第一項の上席放射線防災専門官のうち一人は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。 〔3〕4 略</p>
	<p>職務のうち原子力事業者等（原子炉等規制法第五十七条の八に規定する原子力事業者等をいう。）の保安活動に係る検査等に関する企画及び立案並びに調整に関するものを助ける。</p> <p>〔6〕9 同上</p> <p>10 統括原子力運転検査官は、命を受けて、安全規制管理官のつかさどる職務のうち保安検査（原子炉等規制法第六十七条の二第三項に規定する検査をいう。）に関するものを助ける。</p> <p>附 則 (施行期日) 1 〔同上〕 (監視情報課上席放射線防災専門官の設置期間の特例) 2 第十八条第一項の上席放射線防災専門官のうち一人は、平成三十二年三月三十一日まで置かれるものとする。 〔3〕4 同上</p>

< 現 行 >



< 新 >

